b）会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
c）会社法第２条第15号に規定する社外取締役
d）会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
㈡　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
㈢　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
㈣　組合の理事
㈤　その他業務を執行する者であって、㈠から㈣までに掲げる者に準ずる者
Ⅱ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
Ⅲ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。
③　以下のいずれかの場合に該当する入札の適正さが阻害されると認められる関係
Ⅰ）組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。
Ⅱ）その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、「入札価格」並びに「企業の基礎的な技術力」及び「企業の高度な技術力」に係る技術的要素でもって契約の申込みを行い、入札価格が契約制限価格の範囲内である者のうち、⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、契約制限価格の範囲で発注者が定める最低限の要求要件を満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑵　総合評価の方法

１）技術評価点の最高点を20点とする。なお、次の場合、次の付加点を付与するものとする。
イ）技術評価点１位の者が２者以上の場合　技術提案または施工計画の評価結果及び質的内容に着目の上で優劣を判断し、最も優位な１者に対し0.5点
ロ）技術評価点１位の者と２位の者との差が0.5点未満の場合　１位の者に対し２位の者との技術評価点の差が0.5点となる点数

２）技術評価点は、あらかじめ定めた技術評価基準に基づいて、技術提案を次の評価項目ごとに評価して得られた数値を合算することにより算出する。
イ）企業の基礎的な技術力
①　企業の施工能力
・工事中事故に関すること
ロ）企業の高度な技術力
①　性能・強度等
・鋼トラス橋の床版取替における設計（鋼桁補修や検査路等を含む）の留意点と具体的な検討内容
・対面通行規制期間の短縮を目的とする床版取替作業における技術的な工夫
・プレキャストＰＣ床版、もしくは場所打ちコンクリートの品質向上および耐久性向上のための技術的な工夫
・鋼トラス橋における既設床版の撤去作業またはプレキャストＰＣ床版の架設作業における留意点と技術的な工夫
②　社会的要請
・工事中事故に対する安全対策に関する具体的な提案
・工事中の騒音・振動対策など工事現場周辺環境への配慮に関する具体的な提案
・交通規制における交通安全対策または、終日対面通行規制区間内で交通事故および故障車が発生した場合の緊急対応方法に関する具体的な提案

３）価格評価点は、入札価格に対する評価点数であり、審査対象基準価格と同額である価格評価基準額を100点とし、それを下回る場合は０点とする。

４）入札価格と価格以外の技術的要素の総合評価は、入札参加者に付与された技術評価点と価格評価点を合算した評価値をもって行う。

⑶　上記⑵２）に係る評価項目の詳細、評価基準の内訳は入札説明書による。

⑷　企業の高度な技術力に係る評価項目について標準案と異なる提案を行う場合は、当該技術提案の内容及び施工計画を記載した確認資料を提出すること。ただし、当該技術提案が適正と認められない場合は標準案に基づいて施工する意思があるときは、併せて標準案による施工計画を提出すること。また、標準案に対して企業の高度な技術力に係る提案を行わない場合は、標準案による施工計画を提出すること。

⑸　上記⑷により提出された企業の高度な技術力に係る技術提案の採否については、競争参加資格の確認結果と併せて通知する。技術提案による競争参加資格が認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案による施工計画が認められた者は標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

⑹　上記⑵２）で求めた技術力については、履行状況を踏まえて、受注者の責めに帰すべき事由により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定点を減ずるとともに、履行されなかった評価項目を再度評価し、評価された値に応じた未履行額を請負代金額から減ずる場合がある。

4　入札手続等

⑴　担当部署　西日本高速道路株式会社　九州支社　総務企画部　経理課　課長代理　草原　優一　〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東３―13―15　電話092―260―6115

⑵　入札説明書、図面、仕様書等の交付期間及び方法
①　交付期間　令和元年９月18日（水）から令和元年10月15日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く。）。
②　交付方法　入札情報公開システムより、提供する。
https://www.epi-asp.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06E0060006400600
当案件のダウンロードに必要なパスワードは、「194000023」である。
なお、通信環境の不具合等やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない者は、上記交付期間の毎日午前10時から午後４時まで、上記４⑴の場所において入手することができる。

⑶　申請書等の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　令和元年９月19日（木）から令和元年10月15日（火）までの休日を除く毎日午前10時から午後４時まで。
②　提出場所　上記４⑴に同じ。
③　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、契約責任者に紙入札の届出を行った場合は、紙により持参又は郵送（書留郵便若しくは信書便に限る。以下同じ。）すること。
④　その他
・申請書等と併せて、入札前価格見積方式に関する見積書を提出すること。
・入札前価格見積方式に関する技術確認を行う場合は、申請書等の提出期限以後令和元年11月19日（火）までの間を予定している。技術確認は書面、対面又は電話により実施する。
・技術確認の結果、再度、入札前価格見積方式に関する見積書の提出を求める場合がある。
・入札者は会社からの技術確認の有無にかかわらず、入札前価格見積方式に関する見積書の金額に変更が発生した場合、令和元年11月27日（水）午後２時00分までに持参又は郵送等の方法により、上記４⑴の場所に金額を変更した入札前価格見積方式に関する見積書を提出すること。なお、提出が無い場合は、入札前価格見積方式に関する見積書の金額に変更がないものとみなす。

⑷　入札書の提出期限、場所及び提出方法
①　提出期限　令和元年12月24日（火）午前11時00分まで。（ただし、郵送による入札については、期限までに上記４⑴へ必着させること。）
②　提出場所　上記４⑴に同じ。
③　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、契約責任者に紙入札の届出を行った場合は、紙により持参又は郵送すること。

⑸　開札の日時及び場所
①　開札日時　令和元年12月25日（水）午後１時30分
②　開札場所　上記４⑴の西日本高速道路株式会社２階　203会議室